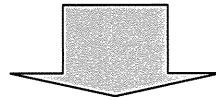


(仮称)奈良県歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例と (仮称)奈良県歯科保健計画の関係図

歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成23年8月10日 法律第95号)



歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

(平成24年7月23日 厚生労働大臣告示第438号)



(仮称)奈良県歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例

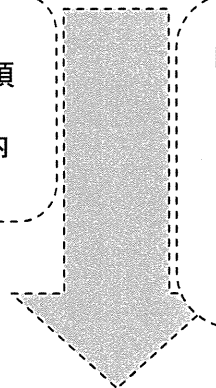
(議員提案で検討中)

■位置づけ

- ・法第13条に基づく都道府県基本的事項としての県計画を条例に基づき規定。
- ・県民、行政、関係者の役割や施策の内容等を規定

■経緯

- ・H24.6.7 県歯科医師会から県議会に要望書が提出され、厚生委員会で検討されることになる。
- ・H24.8.17～ 条例の勉強会を6回開催した。
- ・次回勉強会をH25.1.16に開催予定。
- ・平成25年3月議会で制定予定。



(仮称)奈良県歯科保健計画

(=都道府県基本的事項)

(平成24年度末 策定予定)

■位置づけ

- ・歯科口腔保健をを総合的かつ計画的に推進するための計画。
- ・個別的、具体的な施策等を規定。

■経緯

- ・H24.6.21 委員会を1回開催した。
- ・H24.7.24, H24.9.14, H24.10.29 計画策定のワーキング会議を3回開催した。